

令和5年度 豊田市立竹村小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

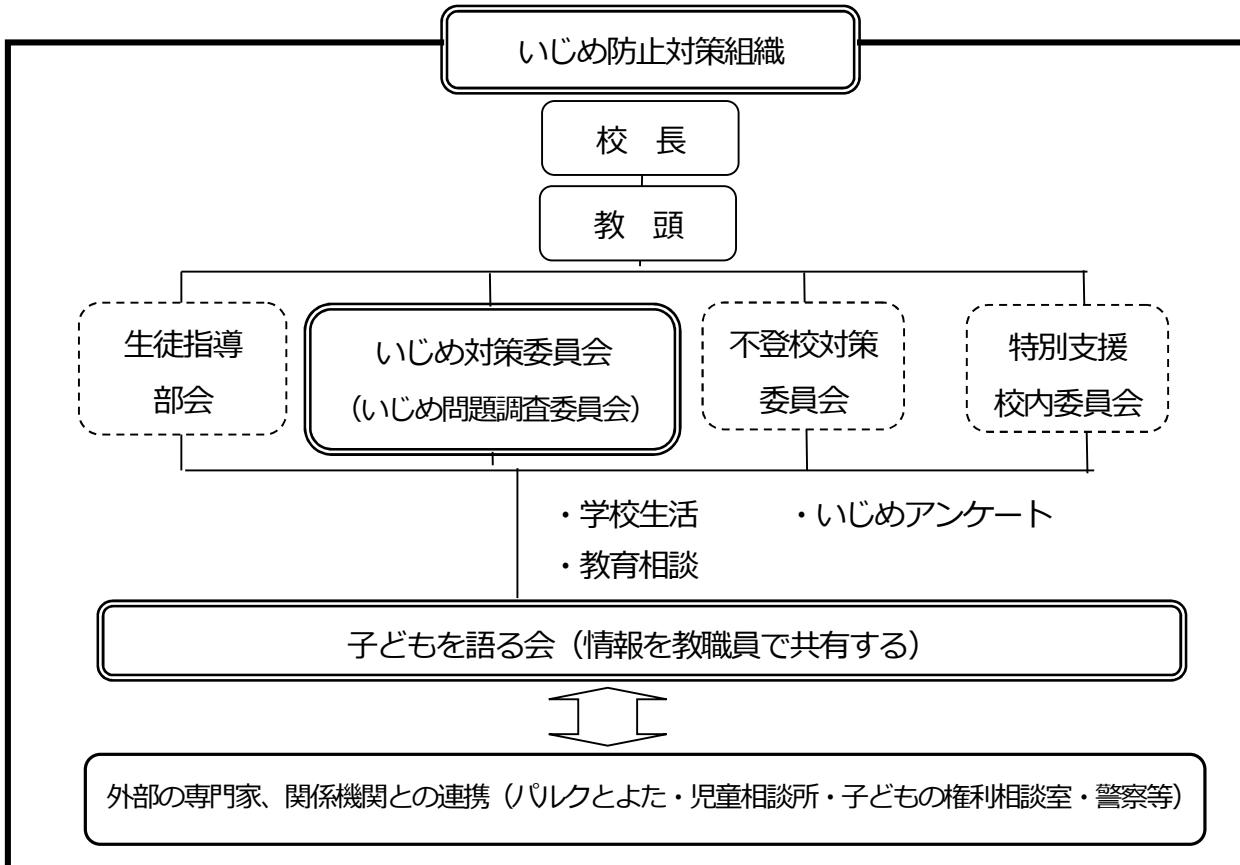
これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

「いじめ対策委員会」は、校長、教頭(教育相談コーディネーター)、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部の専門家、関係機関と連携し、適切な援助を求める。※「こどもを語る会」は全教職員で行う会とする。



(1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」や「保護者アンケート」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・教育相談アンケート（いじめアンケート）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
 - ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。
- ウ 児童（生徒）や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校自己評価の結果等を発信する。
- エ いじめへの対処
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・特に継続的な指導観察が必要と判断した事案などにおいては、指導・支援の方針と結果について「いじめ早期相談票」を作成し、教育委員会へ提出する。
 - ・いじめ解消の判断をした場合もその後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
 - ・重大事態が起きた場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
 - ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
 - ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パルクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。
 - ・パルクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。

(2) いじめ対策委員会の構成員

<教職員>

- | | | |
|------------------|-------------------|-------------|
| ○校長 | ○教頭(教育相談コーディネーター) | ○教務主任 |
| ○校務主任 | ○教育相談主任 | ○生徒指導主事（主任） |
| ○学年主任 | ○養護教諭 | ○スクールカウンセラー |
| ○スクールソーシャルワーカー 等 | | |

(3) 「子どもを語る会」の役割

- ・教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 毎回職員会議後、「子どもを語る会」を開催し、日常の児童の実態を教職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止の取組

- ア 児童同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育（権利学習プログラム）の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
- オ 新型コロナウィルス感染症に関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- カ 児童自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。

(2) 早期発見の取組

- ア 教育相談アンケート（いじめアンケート）や教育相談を定期的（6月、12月の年2回）に実施、心の相談員との相談用紙(Anoneカード)の配付等を行い、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 「教職員チェックシート」を実施して学級の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。
- オ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。
- カ 「いじめのサイン発見チェックシート(保護者用)」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。
- キ 定期的な個別懇談会および随時の個別懇談会を実施し、家庭での子どもの変化に気づくことができるよう保護者と連携して対応する。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら速やかに管理職へ報告をあげ「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。
- エ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャ

ルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

力 いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

キ ネット上の名譽棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

＜いじめ解決の目安＞

- ・いじめを受けた児童が、現在いじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ・周りの児童や教職員から見て、現在いじめないと判断できる。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして迅速に対応する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」年2回（7月、12月）、「保護者アンケート」を年1回（11月）実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめの防止に関する校内研修（O J T研修）を定期的に計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は保護者へ配付するとともに、学校ホームページに掲載する。必要に応じて、年度途中に見直しをする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<参考資料 取組の年間計画>

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P へ	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○いじめ対策委員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童、保護者へ相談室やSCの活用を周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長） 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童、保護者へいじめ相談窓口を周知 ○身体計測 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校HPへの「学校いじめ防止基本方針」の掲載および学校メールでの周知 ○個別懇談会
5月	D	<ul style="list-style-type: none"> ○現職研修①「児童理解と学級づくり」 	<ul style="list-style-type: none"> ○異学年交流行事「なかよし活動(1年生を迎える会)」 		○授業参観
6月	C		<ul style="list-style-type: none"> ○異学年交流行事「なかよし活動」 	<ul style="list-style-type: none"> ○「教育相談アンケート」 	
7月	A	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証 	<ul style="list-style-type: none"> ○異学年交流行事「なかよし活動」 		
8月		<ul style="list-style-type: none"> ○中間評価→検証 			
9月				<ul style="list-style-type: none"> ○身体計測 	○個別懇談会
10月	P	<ul style="list-style-type: none"> ○現職研修②（ケーススタディ） ○いじめ対策委員会の開催 			
11月	D		<ul style="list-style-type: none"> ○異学年交流行事 	<ul style="list-style-type: none"> ○「教育相談アンケート」 	○保護者アンケート
12月	C	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権週間 人権標語募集 ○赤い羽根募金活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談週間 	○授業参観
1月	A	<ul style="list-style-type: none"> ○学校自己評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健指導（命の大切さ） 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体測定 	○個別懇談会
2月			<ul style="list-style-type: none"> ○「なかよし活動(卒業を祝う会)」 		
3月		<ul style="list-style-type: none"> ○保護者アンケートの結果を検証し、「基本方針」の見直し ○いじめ対策委員会の開催 		<ul style="list-style-type: none"> ○文科省「生徒指導上の諸課題調査」によるいじめ調査 	○学校自己評価の結果を検証
通年		<ul style="list-style-type: none"> ○校内のいじめに関する情報の共有（子どもを語る会） ○対応策の検討 ○伝達講習を定期的に開催（OJT） 	<ul style="list-style-type: none"> ○集会での校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○デジタル・シティズンシップ教育の推進（小1～2：年間2時間以上、小3～中3：年間3時間以上実施） ○SOSの出し方に関する教育の実施 ○命を大切にする授業の充実 ○OSCによる校内研修 ○権利学習プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康観察の実施 ○SCによる相談 	○権利学習プログラム